

## あいち型産地パワーアップ事業 Q&A

Q1

自分の要望はあいち型産地パワーアップ事業の補助対象なの？

A1

農業支援課担当者までご相談ください。あいち型産地パワーアップ事業の主な補助メニューは、農業機械等の導入・既存のハウスの”能力向上を伴う”改修・ハウスの新設となっています。過去事例では、「乗用管理機の導入、ハウス内の付帯設備工事、栽培・育苗ハウスの新設等」がありました。

Q2

どのようなスケジュールで進んでいくの？

A2

5月頃	事前意向調査を実施	(当初分)
7~8月頃	ヒアリング資料の作成	
9月頃	取組意向調査を実施(事前意向調査要望者のみ)	
3月頃	採択の通知(県から市)	
翌5月頃	事業開始(補助金の交付申請・契約等)	

あいち型産地パワーアップ事業の大まかな流れになります。約1年間かけて事業計画を作成するので、導入時期に不都合が出る方は、追加要望をお待ちいただくか、他補助金をご検討ください。

Q3

事業を要望するために何が必要なの？

A3

- ・直近3年分の青色申告書（決算書）
- ・直近3年分の出荷量（kg）
- ・現在の耕作面積
- ・事業の見積書
- ・成果目標に応じての別途書類（作業日誌等、農総試の根拠データ等）

これらの書類については、要望者に改めて依頼をいたします。

Q4

事業を要望したいが、どうすればいいの？

A4

事前要望調査期間に、農業支援課に電話（0532 - 51 - 2476）又はメール（nogyoshien@city.toyohashi.lg.jp）宛にご連絡ください。その際は、要望内容の聴取及び見積書徴収等の依頼をさせていただきます。また要望調査期間中は、豊橋農業協同組や豊橋温室園芸農業協同組合を通して要望することも可能です。

Q5

いつまでに事業完了（工事又は納品）すればいいの？

A5

事業実施年度中に事業完了をしてください。

当初事業（前年度の5～9月にかけて要望調査したもの）は、

翌年2月末日まで

（例：令和7年当初事業

→令和8年2月28日までに事業完了）

※予算残があった場合、追加要望調査を実施する場合がございます。

Q6

補助金はいつ交付されるの？

A6

事業完了後、随時交付します。

補助金交付は、事業完了後に完了検査を実施し、適正であると確認後、実績報告や額の確定など既定の手続きが完了した後となります。そのため、交付にはおおよそ1ヶ月程度の期間を見込んでいます。